

高齢介護だより



65歳からの介護保険料

65歳になったら一人ひとりに介護保険料がかかります

介護保険制度は、介護に当たる家族の身体的、時間的、経済的な負担を社会全体で支えるために作られた制度です。

介護保険料は40歳以上の人には納める義務がありますが、65歳になるまでは、加入している医療保険と合わせて徴収されています。

また、その際に被扶養保険者の介護保険料が別途徴収されることはありません。

こうしたことから、65歳になると、どうしても介護保険料の負担は重くなります。

具体的な数値で表すと、香南市の介護サービスにかかる総費用、約28億円のうち、国が定める負担割合22%を、香南市の65歳以上の約1万人の保険料で負担する仕組みになっています。

40歳～64歳まで(介護保険第2号被保険者)

65歳から(介護保険第1号被保険者)

加入の医療保険	納め方	保険料額	納付先	納め方	保険料額
社会保険	給与から徴収。被扶養者には直接の負担はありません。	標準報酬月額により決定。保険料率は医療保険ごとに異なる。	香南市	○普通徴収 納付書払い 口座振替	市の介護サービス費用がまかなえるよう算出した基準額を基に決定。
国民健康保険	世帯主が同一世帯の第2号被保険者の保険料額を納付。	前年の所得などに応じて決定。		○特別徴収 年金からの天引き	

65歳で仕組みが変わります

香南市の介護保険基準額の決まり方

香南市に必要な介護サービスの総費用(約28億円) × 国が定める65歳以上の人の負担割合(22%)

= 62,400円(年額)

香南市に住む65歳以上の人数(約1万人)

この基準額を基に、所得に応じて10段階に保険料が分かれます



介護にかかるお金が増えれば、保険料も増えるというわけか...

介護保険制度の納付は義務です

介護保険制度は、将来介護が必要になってもサービスを受けられないということ、加入をしない、もしくは任意で脱退するということとはできません。また、納期限を過ぎると督促手数料がかかります。

高知県長寿手帳をご存じですか？

65歳になられた方に介護保険証と一緒に送付している高知県長寿手帳。この手帳を提示すると、県内の美術館や植物園、県民体育館のプール利用などの使用料について、免除や割引のサービスが受けられます。回数制限はありませんので、ぜひご利用ください。

お得ですので、ぜひご利用ください

使用できる施設と割引内容

県立美術館	無料
牧野植物園	無料
歴史民俗資料館	無料
のいち動物公園	無料
春野運動公園プール	無料
県民体育館プール	無料
ヨネツツこうち	半額
香美市立美術館	半額

他にも割引を行っている施設があります。詳しくはお問い合わせください。



だより 国保

医療費が高額になった時は払い戻しを受けることができます

申請が必要です

医療機関で支払った自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請手続きをすると高額療養費として後から払い戻しを受けることができます。なお、自己負担額は暦月(1日～末日)ごと、医療機関ごとに計算します。ご不明な点は市民保険課までお問い合わせください。



手続きには期限がありますのでお早めにご確認ください

自己負担限度額は、69歳以下の人と70歳以上74歳以下の人で異なります。国保のしおりをご覧ください。市民保険課国保係へお問い合わせください。



払い戻しまでの手順 ご確認のうえ手続きしてください

「国保高額療養費支給申請手続きのお知らせ」が届いた

はい

いいえ

該当する医療機関の領収書がある

払い戻しの対象外

医療機関で再発行、または支払い証明書の交付を受ける

はい

いいえ

支所または本庁にて申請

※領収書・印鑑(認め)・世帯主名義の通帳をお持ちください

※支払い額が確認できない場合、払い戻し額が減額されます
※再発行は有料の場合があります。手数料については、医療機関にお問い合わせください

支給額と振込日を決定通知でお知らせします

医療機関などで支払った領収書は受診した月ごとにまとめて、無くさないよう保管してくださいね

